

Title	英連邦の統一についての覚え書 (上)
Sub Title	A note on the bond of the British commonwealth
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.7 (1954. 7) ,p.737(35)- 752(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19540701-0035
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540701-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

域であり、「左社」のそれは、同一領域より多い得点領域である。經營內的に、比較的急進的な態度をとるもの(得点1-5)が「左社」に多いのが特に目立っている。

諸項目	B		A		政黨	同一領域	固有領域	例外
	左	右	左	右				
C・D	89	83	62	78	84	80	19	1
	9	16	36	9	8			
	2	1	2	13	8			

(10) 「政」を對社會的なR-C部類として考慮に入れればかかるC・D間の不均衡は概ね修正されるだろう。
 (11) 各種労働者のうち比較的非常型とみられるのは、どれであるかについては後述する。かかる正常型を假定することによつて、各種労働者の性格を一層はつきりと示すことができる。

追記 調査表は協同で作られ、それを素材とする分析に際しては、独自の假設が立てられた。假設の趣旨が質問項目作成の場合に、充分には貫徹されず、分析は専らそれに基いた。これは項目の處理・分析に若干の無理を生ぜしめた。「二A」でなされた質問項目の反省によつて明らかになく、筆者の見解からすれば、不備と思われる箇所が少くはない。これらの幾つかは分析の過程で氣付かれた。又この結果によつて假設自體も検討された。新しい・より整備された假設に基いて、これを檢證するのに適當な調査方法で、この小論で展開されているような研究を再び實施する準備ができた。労働者意識を經營内と對社會とに類別し、これら近前とR-Cとに細分することは同様である。しかし質問項目は徹底的に變更され、これら四部類に夫々五項目宛が分屬された。處理の仕方についても、同様なことはいえる。各部類及びそのなかの諸項目の相關の状態等によつて、労働者意識の幾つかの類型をひき出し、それらの各に對應する社會的環境の究明にまで進みたいと考えている。
 なお、續稿の登載は若干遅れる豫定である。

英連邦の統一について の覚え書 (上)

矢内原 勝

- 1 帝國から連邦への移行
—アジアの新自治領の成立—
- 2 連邦の統一意識發生の歴史的基盤
—新自治領におけるその可能性—
- 3 連邦統一の紐帶
- 4 クラウンに對する忠誠
—連邦脱退の問題—
- 5 眞の紐帶は何か
—ダットの見解—

英連邦の統一についての覚え書 (上)

1 帝國から連邦への移行 —アジアの新自治領の成立—

譯語に
 英連邦 = British Commonwealth
 英本國 = United Kingdom
 大ブリテン = Great Britain
 イギリス = British
 自治領 = Dominion
 南ア連邦 = Union of South Africa

第二次大戦後の國際關係の顯著な特徴の一として、後進國各地域の激烈な民族主義の勃興と新しい獨立國の生誕が指摘されている。そして又、もう一つの特徴として、國際勢力關係における米ソ二大國の壓倒的進出が考えられる。このことは逆に云えば、その他の諸國の勢力の相對的凋落ということであり、英帝國もまたその例に洩れない。嘗て世界最大の植民帝國であった英帝國は、英本國 (United Kingdom) の經濟的、政治的、また軍事的勢力の衰退と相俟つて、その植民地各地の獨立運動に直面し、自らの帝國構造に著しい變化を蒙らざるを得なかつた。英帝國 (British Empire) より英連邦 (British Commonwealth) への變化と云ふことは、この構造變化に應じての名稱の變更に外ならない。帝國 (Empire) は植民本國と植民地より構成されており、本國の經濟的繁榮は植民地よりの搾取に負う

ていた。このような構成をもつ帝國は既に終り、新たに連邦 (Commonwealth) という劃期的なものが生れたと、一般に云われていた。しかしながら英帝國より英連邦への變化が、いつを轉回點として行なわれたかについては英國の學者によつても意見が一致してはいないのである。インヴァチャペル卿 (Lord Inverchapel) は米國駐在大使として一九四七年二月にバルティモアの聴衆に對し、「英帝國主義はアン女王 (Queen Anne) と同じく死んでゐる。」と報告した。スマッツ將軍 (General Smuts) は、一九四三年一月十一日のタイムに、「古い英帝國は十九世紀の末に死んだ。今日それは、人間の歴史において嘗て存在しなかつた、組織化された自由の最大の制度である。」と書いた。即ち世紀の變り目に轉回點をみたのである。ジンマーン卿 (Sir Alfred Zimmern) は、その著「第三英帝國」において、第二英帝國は一七七六年に終熄し、第二英帝國は、第一次大戦中とその勢力とその發展の頂點に達し、第三英帝國 (即ち英連邦 (the British Commonwealth of Nations)) は第一次大戦後に登場した。としてゐる。更にホドソン (H. V. Hodson) はその著「二十世紀の帝國」において、ジンマーンの云う第三帝國は、帝國會議 (Imperial Conference) とそれが代表してゐた理念の實質的停止と共に、そして又、一九三九―四五年の戦争に影響された經濟的、軍事的勢力關係における急激な諸變化と共に滅亡して、現在は第四英帝國であるとす。他方、勞働黨は、自治領の地位がインド、パキスタン、セ

イロンに與えられ、獨立がビルマに與えられた時をもつて連邦の開始時とする。ダッド (Palme Dutt) のやや皮肉な表現によれば、ネルーとアトリー氏は、自分自身が帝國の支配者となつた時を、英帝國の死、英連邦の生誕の時としたのである。植民地を、その政治的成熟に應じて自治領の地位に昇格させてゆく、ということは、英國の植民政策の基本的方向である。そして自治領の地位といふものは植民地人民の獨立への道の一里塚であるが、その目的ではない、という考えの危険なことが指摘されている。即ち自治領 (Dominion) とは、それ自體一つの獨立國であつて他の國の領土ではない。英國植民政策の特色である、地方自治、地方分權の政策の當然の表現として、過去において確かに植民地は、このような自治領に昇格されてきた。したがつて、一般的な植民地の自治領昇格をもつて、帝國から連邦への變化の轉回點とすることは適當でない。同じく自治領という言葉が用いられても、第二次大戦後に行なわれた自治領昇格は、戦前のそれと質的に異なるのではないか。この點に焦點を絞つて考察することが必要と思われるのである。第二次大戦前の自治領は、所謂白人自治領 (White Dominion) であつて、その自治を擔當してゐる階級は白人、特に英本國人と同系統のアングロ・サクソンである。戦前において成立した自治領であるという點では等しいといつても、カナダ、オーストラリア、ニュージージーランド、南ア連邦を同一に論じることではできない。しかし英本國にとつて、彼等の獨立とい

うことは、常に植民地における白人支配階級に獨立を與えるか、否か、という問題であつた。「新帝國主義の聖書」と呼ばれるデュアーム報告 (Durham Report) において、カナダの自治が問題になつてゐる。しかし、「急進的ジャック」と名づけられた彼の説くところは、極く僅かな事項、即ち政府の形體についての憲法——對外關係の調整、母國、他の英國植民地、諸外國との貿易、公有地の處分、が母國の管理を要するのであつて、その他のものは植民者自らによつて決定されるべきであるといふのである。ここでいふ植民者とは勿論白人であつて植民地原住民ではない。南ア連邦は英國人が多數者でなかつた唯一の自治領であり、また、その非ヨーロッパ人である人民の大多數が政治に重要な部分を占めていない唯一の自治領である。したがつてカナダなどの居住植民地と事情は異なつており、自治の問題は、帝國政府が、遠い將來において「原住民」がその國の政策に參與することができるように成熟するまで、統治を保留しなければならぬか、或いは、自己保護といふことにおいて、原住民が、自ら統治することができるように發展することを妨げる白人居住者に自治を與えなければならぬのか、という矛盾として提出された。そして南ア連邦においても、南ローデシアにおいても、後者の道が採られたのである。即ち、自治領ではあるが、それは原住民の自治領ではなくて、白人の自治領であり、非ヨーロッパ人に普通選挙法によつて参政權を與へることに對しては強い抵抗があつたのである。歴史的にみて

英連邦の統一についての覚え書 (上)

三七 (七三九)

も、白人居住植民地 (White settlement) とインド及び熱帶國、即ち植民地の分類において投資植民地に該當する地域とは、所謂帝國建設者 (Empire builder) が異なつてゐる。前者では帝國建設者はその地域の人民 (といつても原住民人口ではない) の中に見出されるのに反して、後者においては、イギリス人、或いは非常に屢々スコットランド人であつて、彼等は故郷を離れ、長年外國 (植民地) で暮し、そして大抵は老年に故郷に歸るのである。かくして、植民政策に云う、投資植民地、或いは熱帶植民地であつても、それが自治領に昇格した場合に、南ア連邦のように支配階級が白人の場合には、やはり白人自治領と呼ぶべきであらう。

このようにしてみると、第二次大戦後、インド、パキスタン、セイロンに自治領の地位が、ビルマに少なくとも形式的には獨立國の地位が與えられたことは、從來の白人自治領の成立とは全く異なる意味が含まれてゐる。即ち、インドをとつてみても、インドとパキスタンの二國に分離して獨立したが、それは原住民間の獨立運動により、支配階級である白人が驅逐されて獲得された獨立であつて、このような型の自治領昇格は未だ嘗て行なわれなかつたのである。自治領という名稱で呼ばれてゐるが、インド、パキスタンはまさに二つの新しい獨立の共和國であつて、その點においては、これら二國の自治領の地位の獲得は、東南アジア一帯の民族運動と、その成果である獨立獲得とに軌を同じくするものである。

かくして、帝國から連邦への移行の時期の問題は、連邦 (Commonwealth) という言葉は、第二次大戦前より用いられていたにせよ、特に戦後に盛んに唱えられるようになったことについてはそれだけの意味があると思われる。舊植民地における第二次大戦後に特に激烈化した民族運動とそれによる獨立の要求に對して、英本國が自己の植民政策内で、之に對應して採つた政策、即ち投資植民地の自治領昇格、換言すれば白人自治領でない自治領の成立、この事實は確かに劃期的なものであつて、連邦が帝國と、名稱だけでなく内容が異なるものであるならば、この點にその差異が求められなければならない。したがつて移行の時期を、アジアにおける自治領の成立、即ちインド、パキスタン、セイロンの三自治領の成立におくことは充分意味があると考えられる。

かくして、連邦という時、それが含む最も微妙な問題は、新しい民族獨立の要求に應じて、如何にして英本國 (United Kingdom) が自己の國際的統一體としての帝國 (Empire) の體制を再編成するか、その政治的解決策としての連邦 (Commonwealth) が注目されなければならない。本國の政治的緊縛力は、各構成要素に自治を興えることにより弛緩することには隠れもない事實である。嘗ては英本國に帝國全體を抱えるに充分な經濟力、軍事力の裏附があつたのであるが、この二要素は第二次大戦により急激に弱體化した。この時にあたり、更に政治的緊縛力を弛め、しかもなお、如何にして連邦全體の統一

の紐帯は保持されるか。連邦の統一の絆は何か、ということが次に考えられる問題である。

- (1) Dutt, Palme; The Crisis of Britain and the British Empire, 1953, p. 185.
- (2) Mansergh, Nicholas; The Commonwealth and the Nations, 1948, pp. 1-2.
- (3) Dutt; op. cit., p. 185.
- (4) Mansergh; op. cit., p. 19.
- (5) Jennings, Sir Ivor; The British Commonwealth of Nations, p. 55.
- (6) Simmons, Jack; From Empire to Commonwealth, p. 107.
- (7) Jennings; op. cit., p. 49.
- (8) Ibid., p. 51.
- (9) Brock, W. R.; Britain and the Dominions, 1951, p. 309.

2 連邦の統一意識發生の歴史的基盤

——新自治領におけるその可能性——

政治組織が民族國家である場合には、その統一の基礎として、第一に人種の共通、第二に言語、風俗、習慣、宗教等、文化の共通、第三に地域、及び之と關係して政治的、經濟的單位の共通が考えられる。そして之等の要素に基づいて、各人は民

族國家の一員であり、その各々の忠誠を民族國家に捧げることが至高であるとする、そのような團結意志が形成される。政治

的境界と人種的、或いは言語的境界が一致することを要求するものとして、政治的組織の理想形態としての民族國家が考えられても、このような民族國家は既に十九世紀的であるかもしれない。二十世紀においては、民族國家は政治的單位として狭小にすぎ、安全保障の點において不十分であり、一國民經濟體系は世界經濟關係において、もはや自立できなくなつてゐる。第二次大戦が終りに近づくにつれて、勝利を得ようとしていた主要勢力のいずれも、古い意味では民族主義的でないことが指摘されてゐる。英連邦もこのような新しい潮流の中に生れてきた、一つの國際的組織であるが、このような多様のナショナルリテイを含む組織、カー (Cair) の云う多民族國家の統一意志は如何にして發生することが可能であらうか。

「連邦の構造と理念は今世紀に入つて著しく發展し、擴張されたのであるが、その根本理念は十七世紀初期の英國法 (English Law) に根ざしてゐると云われる。その原理の一つは、屬人主義とでも云うべきものであつて、國王に對する忠誠觀念の中に生れた者は、何處へ行つても、その國王に對する忠誠を擔つて行く、ということである。即ち、英國人が何干哩離れた植民地に行つても、本國の國王に對する忠誠は變らない。このことが、英本國國王が英連邦の首長であり、連邦に加入してゐるすべての國が、英本國王をそのようなものとして認める古い基盤

英連邦の統一についての覚え書 (上)

である。

連邦が基礎をおいてゐる英國法の今一つの古い原理は、居住植民地に移住する場合、移住者は本國の普通法 (common law) を携えてゆくということである。この原理から歸結することは、第一に移住者は英國人の持つ市民權すべてを所有したという事、第二に、王冠が移住者のために形或するいかなる憲法の中にも、常に課稅權をもつところの代議政體を含む、即ち議會制度を持つて行つたということである。——このように論じてバーカー (Baker) は更に「連邦の統一は政治的統一以上の何ものかである。それは少なからぬ程度において、政治的統一と同様に文化的統一である。連邦の市民は、大體において同じ言語を話し、大體において同じ文學を讀んでゐる (シェークスピアとバーク (Bacon) はカナダ、ニュージラランドにおけると同様に、インド、パキスタンで知られてゐる)。同じスポーツとスポーツに對する同じ態度をも話し、より一層廣つたようになつてきてゐる。これらのものもまた、重要なもの——共通の生活方法と共通の文明の型に向うところのものである。」と述べてゐる。しかし彼の云う「政治以上の何ものか」は、インドとパキスタンが例に出されてゐるとは云うものの、白人自治領のみ妥當するものであることは明瞭である。白人自治領においては、それが居住植民地と呼ばれるように本國からの移住者がそこに定住して、その土地の人民となり、その地の原住民の勢力は、驅逐されるにせよ、絶滅されるにせよ、問題とす

るに足りないほど微少である。したがって、英本國 (Great Britain) と移住による白色民族との間には、「新しい政治的
理念——中央集権によらない共通の行動の理念、單一の政府に
よらない單一の目的の理念、従属によらない連合の理念」が生
れることも可能であろう。しかしこの理念がナショナルリテイの
共通に根ざしているというよりは、謂わば自然發生的性質のも
のであつて、それは強さであると同時に弱さでもある。このよ
うな發生の條件の缺けている熱帯植民地においては、この理念
は生れるべくもない。「大ブリテン (Great Britain) は帝國の
ヨーロッパ人に自治を導入するという問題を解決したかにみえ
るが、非ヨーロッパ人に對しては同じようには成功しなかつた。
多くの熱帯植民地は未だ、ヨーロッパ的政治理念を受容するに
はあまりにも未開であつた。カナダ、ニュージーランド、ケー
プ植民地では、非ヨーロッパ人がある程度、白人によつて支配
される社會に適應させることに成功した。しかし、インドとピ
ルマにおいては政治的問題は未だ解決されず、近い中に解決さ
れそうもなかつた」とブロック自身がその弱さを認めている。

更に考えられることは、カナダ、ニュージーランド、ケー
プ植民地の非ヨーロッパ人が白人支配の社會に適應させられ、イ
ンドとピルマではまだ適應されないということは、前者のグル
ープにおいて、原住民がヨーロッパ的教育により未開の程度が
減少してヨーロッパ的政治理念を受容する迄に成熟したのでは
なくて、これらのグループはインド人、ピルマ人より、未開で

あり、無力であり、民族的に覺醒しなかつた故に白人支配の社
會に適應させられたと判斷する方が自然であろう。したがつ
て、既に民族的に覺醒したインド人、ピルマ人は、その成熟につ
れて白人社會に適應されず、返つて反撥してゆく動向を辿る。
上述のような方法をもつて彼らの問題を解決しようとすれば、
何日までたつても解決しないのは當然である。アジアの新しい
自治領については連邦の統一の基礎をナショナルリテイの共通に求
めるといふ方法は應用されることができない。むしろアジア地
域においては人種、文化、地域、共に白人とは異なるものであ
り、ナショナルリテイを基盤として統一意志を育成することは不
可能であるとう認識に立たなければならぬ。英本國の制度な
り、理念なりは、植民地に移植され、そこで地方的環境と文化
に適應されたのであるが、その過程において、英國の制度の柔
軟性がテストされつつある、という。「テストは、人生の宗教
的且つ文化的基盤が非常に異なつてゐる新しいアジア諸國にお
いては不可避免的に更に厳しいであろう」と云われているが、む
しろ程度の差よりも、白人自治領とアジアの新自治領との場合
では、その支配階級及び國民が異なるという點で、質的に全く
異なるものとみななければならぬ。英國が植民地へ携えてい
たと云われる責任政府、議會制度の最大のテストも、「東洋の、
文化がより古く、宗教がより多様であるインド、パキスタン、
セイロンにおいて來るであろう。」と思われ。

居住植民地の中にはナショナルリズム内のナショナルリズムが成

長して來たが、これらはより廣い英國ナショナルリズムと何處に
おいても矛盾しないと云われる。何故なら、それは英國ナショ
ナルリズムの一部分であるから、と云う。ところが、英連邦にア
ジア諸國を含む以上、その統一の基礎は民族國家の統一を基礎
づけているものと同じであることはできない。本國の直接的支
配の下におかれてゐる植民地を別としても、既にアジア地域に
自治領が誕生した以上、連邦全體の中に、「共通の種族、宗
教、文化、その他の個人を國民に接合してゐるすべての強力な
觸知できないもの」が存在しないからである。しかしまた、ロ
ートマンは、アメリカ合衆國、ソヴェト連邦、そして英連邦の
ような強力な政治組織は、理念、信仰、原理というような抽象
的なものの上に基礎をおいてゐるのであつて、軍事力、或いは
經濟力、或いは人種的統一にさえもその基礎はない、と云つて
いる。カーもまた、「英國の生活方式、狭い意味での民族心で
ない何らかの同様な概念が、多民族的英連邦を結びつけてゐる
結合力となつてゐることは疑いえない」と云つてゐる。しかし
多民族國家といつても、それは白人と有色人種に分割され、相
互に對立の契機を含んでゐる國家であつて、そのようなもの
に、我々は果してナショナルリテイに由らない、全體を結合すべ
き「何ものか」の精神的絆を見出し得るであらうか。

(1) Cf. Kohn, Hans, The Idea of Nationalism,

1948, p. 17.

(2) Carr, Edward Hallett; Nationalism and After,

英連邦の統一についての覚え書(上)

- 1945, p. 76.
- (3) Barker, Sir Ernest; The Ideals of the Com-
monwealth. Parliamentary Government in the
Commonwealth, 1951, p. 194.
- (4) Brock; Britain and the Dominions, p. 363.
- (5) Ibid., p. 363.
- (6) Brady, Alexander; Introduction. Parliamentary
Government in the Commonwealth, p. 1.
- (7) Jennings; The British Commonwealth of Na-
tions, p. 65.
- (8) Cf. Ibid., p. 71.
- (9) Coakman, John; The British Family of Na-
tions, 1950, p. 15.
- (10) Ibid., p. 14.
- (11) Carr; op. cit., p. 93.

3 連邦統一の紐帯

連邦が基礎をおいてゐる理念、信仰、行動原理を定義するこ
との困難なことについて、ロートマンは、これらが植民地成立
以來の歴史に應じて進化して來たのであつて、固定した理論
或いは明確に形成された理念構造によるものではないことに由
る、と斷りながら、彼がこの原理を追求した結果は結局次のよ
うなものである。歴史的に英國人は、彼らが「大ブリテンの市民

であるのみならず、またその中に彼ら自身が含まれている、より大きな政治組織——英連邦の一員であるというものを理解させられてきたのである。更に、彼らの福祉がより大きな政治組織の力と堅固さに非常に密接に關係しており、年と共に益々依存しつつあるということを學んできたのである。

自分が一國の國民であるというだけではなく、より広い組織の一員であるという意識は、結局ナショナリズムの本質と同じく精神的なもの、ある心理状態 (a state of mind) に外ならない。連邦の原理として先に挙げられた議會制度も、その本質は、「業務が遂行される形式的處理方法ではなくて、妥協しようとする寛容と意志であり、その差異は、暴力によらず、議論と説得によつて解決するという決意である。このような精神は、すべての純粹な議會制度の明白な特徴である。連邦を通じて、異なつた制度上の形態に表現されてはいるが、この精神は明瞭である」と云われる。法律的に連邦の發展を眺めれば、一九三一年のウェストミンスター條令によつて、自治領の地位は、完全な主權の獨立と、もし自治領の國民と議會がそうすることを決定するならば、連邦から全く離脱する自由を含むことが明らかになされた。この點、ソ連のスターリン憲法第一七條の規定、連邦構成各共和國に對してはソ連邦から自由に脱退する權利が留保される——と同様である。ソ連においては未だこの權利を行使した國はないのに反して、英連邦においてはエール (Eire) とビルマが、實際に連邦から脱退した。英本國の自治

領に對する内政外交の干渉は次第に減少し、一九三九年以來、自治領が事實上英本國と同様に自由に、獨立に外交上の政策を決定できることが明らかになつた。このように連邦の基礎である理念が、多くの論者の説くように、各メンバーがあらゆる部面において完全な自由をもつということにおかれるならば、その行動原理は、各メンバー間の協議と一致による外はない。權威と支配の代りに協力 (Co-operation) と協議 (Consultation) 或いは對等關係 (co-ordination) が、英本國と自治領との間の眞の關係であるといわれている。協力と協議の實際の制度、その任に當る官吏としては、總督、副總督、高等辨務官及びグラウン等が挙げられるが、これらの職能も亦、自治領の地位の向上と共に徐々に形式的なものとなりつつある。例えば、總督は自治領における (英) 國王の個人的代表であつて、ロンドンと自治領政府との間に介在してゐた。しかし一九二六年のバルフォア宣言の採用以來、總督は、國王が英本國の政治において果すと同じ役割を、自治領の政治において果すべきであり、この故に總督は現在では自治領の大臣の助言によつて行動し、自治領の大臣は、その行爲の責任を自治領議會に對してもつのである。つまり、總督は次第に英本國の代表とは見做されなくなつてきたのである。中央の國王の個人的代表として、自治領各々に總督が派遣されるという統治形態が崩れてきた現在においては、連邦の異なるメンバー間の協力と協議のための傳達手段としては、交通通信技術の進歩によつて可能となつた

直接の會話が用いられ、又將來におけるその實行と手段の最も重要なものとして帝國議會會議 (Empire Parliamentary Conference) をあげることができる。この會議において各メンバーは連邦の個々の一國の代表であると同時に、連邦全體の一員としての代表、という二重の性格をもつてゐる。その他各省間の連絡、大臣の往來等が行なわれるが、要するに連邦内部の關係は「家庭的或いは家族的」であり、外國間の關係に比べて「より親しく、より非公式」であることを特徴とする。この言葉は、植民地と本國との關係において、ボロンバック (Born-back) が、植民地は國際法的には内國、國內法的には外國であるとしたことを想起させる。しかし植民地の場合は本國からの政治的支配關係が存在したのであるが、英連邦の場合は政治的緊縛力が弛緩して、精神的紐帶のみによつてこの關係が維持されなければならない。

英連邦のような組織の全體性 (entity) は法律によつて維持されない。それは自由連合にのみよることが出来る。「帝國内でのフェア・プレイと自由な表現 (free expression) の精神が英連邦に結實した。それはユニークな自治國民の連合であり、そのメンバーはその獨立或いは意志 (ambition) を犠牲にすることを要求されていない。メンバーの唯一の義務は、彼らすべてに影響する事項について協議することであり、この義務は同意の結果であつて、支配權力の欲求に對する服従の結果ではない。」法律の上に建てられている社會は、移り變る砂の

上に建てられているようなものである。法律がなすことのできることは、確乎とした基礎をもつた建物を支持すること、暗喩による表現をやめれば、國民の必要と意向に形式的表現を與えることであり、英國の傳統においては、法的權力の性質と範圍は、その實行の方法よりも重要性が少なかつたのである。自由な連合ということは即ち、義務を伴わなないということである。自由に喜んで援助するということである。英連邦はむしろ同窓會 (an old boys' association) のようなもので、從つて連邦内部の關係は外國間の關係事項ではないと云う。このような感情的要因は非常に肝要であるとして、これは如何なる起源をもつか。英本國と自治領は、一般的に同じ根から出て來たという理由で、そして又、彼らは一語にやつてゆこうと努めてゐる故に「旅の道づれ (fellow-travellers)」となるべき傾向があると云われる。しかし、同じ根ということとは白人自治領においてのみ妥當することは先に述べた。ところがその白人社會でさえもエールの例があるのである。エールは第二次大戦中遂に參戰しなかつた。英本國が最大危急時にある時に、全然協力しなかつたのである。したがつて、大ブリテンの輿論は自治領市民を、——アイルランド人さえも、——外國人と見做さない。自治領の輿論は、英國人 (Britons) を外國人と見做さない、と云い乍ら、エールと東洋のある部分は例外とされなければならないのである。

自由連合における援助には義務がないのであるから、協力す

る意志が缺けていれば、エールのような事態が起るの⁽¹²⁾は當然である。「人はパンのみでは生きることができない。しかし人は、穀物なしに生きることが困難であることも知っている。他方、愛國主義は充分ではないけれども、それなしに一つの政治的全體性を維持することは困難である。感情と物質的利益は手を携えて行く、そして動機を分離する以上に困難なものはない。」⁽¹³⁾政治的全體性を保持する愛國主義とは、英連邦の場合には、具體的にはクラウンへの忠誠ということである。次にこの問題を採りあげて若干の考察を加えることとする。

- (1) Coatsman; The British Family of Nations, p. 17.
- (2) Kohn; The Idea of Nationalism, p. 16.
- (3) King-Hall, Stephen; Foreword, Parliamentary Government in the Commonwealth, V.
- (4) Cf. Coatsman, op. cit., p. 81.
- (5) Ibid., p. 76.
- (6) Ibid., p. 113.
- (7) 矢内原忠雄「植民及び植民政策」一八頁参照。
- (8) Brock; Britain and the Dominions, p. 510.
- (9) Jennings; The British Commonwealth of Nations, p. 83.
- (10) Ibid., p. 95.
- (11) Ibid., p. 167.

(12) Ibid., p. 80.

4 クラウンに對する忠誠

——連邦脱退の問題——

英帝國の統一の表面的 (outward) 紐帶はクラウンに對する忠誠であつた、と云われている。しかしこの忠誠の觀念がその根據をナショナルリテイにおくものであるとすると、アジアの新自治領には發生する基礎がない、ということになる。英國のインド支配は、インドに民主主義的精神を教え、經濟的繁榮を齎らし、文化的水準、生活水準を高めることに成功した。英國の植民政策に對して批判的であるホブソンによつてすら、英國のインドに對する政策は、イギリス帝國主義の示し得る最良の記録であるが、いつて英國のインド統治の結果、インド人は英國人に對して親近感を持ち、したがつて當然英國クラウンに對して忠誠の觀念をもつとは期待できないであらう。

統一の紐帶として、忠誠觀念以外のものに、ブロックは防衛問題と經濟的單位の問題をあげている。しかし統一的防衛と統一的經濟政策は、統一した支配力の存在する形態を意味する。このような政治的統一體に加入することは、アジアの新自治領にとつては折角獲得した新しい獨立が、再びロンドンからの統制的犠牲にされるのではないかという植民地的恐怖 (colonial fear) が存在する故に、好ましくないところである。結局、ブロックは、現代において帝國を如何なる局面からみても、統一

の眞の紐帶は、理念の紐帶である、という結論に到達せざるを得ないと云つてゐるのである。

ところが、最後の希望をかけられたこのクラウンに對する忠誠自體が、エールと更にインド共和國の出現によつて大きい打撃をうけたのである。「連邦のメンバーの平等と自治という原則は、完全にクラウンを分割した。」⁽¹⁴⁾即ち、クラウンは諸國民によつて分割されたのであるが、それが現在では共通のクラウン、同じ王國 (monarch) の人間 (the person) として、メンバーの自由意志によつて受容されてゐるといふ。一九三五年のインド政府法令 (Act) は、クラウンはインド統治において次の二項のみに行動することを明らかにした。即ち、總督の任命と司令官の任命の二項である。後者は間もなく廢止され、前者は、總督は連邦の他のメンバーと同様に、夫々の自治領政府の勸告の上にクラウンにより任命される、ということを受容されたのである。インドはインドの自由意志により連邦内部に留まり、クラウンを連邦の首長としての國王 (King) として、自由且つ平等な國家の連合としての、その統一の象徴として受容した。しかしそこには忠誠の觀念は存在しないのである。かくして國王のもつていた二重の機能、

- 第一、十七世紀以來の連邦の全國家の個々のメンバーすべての共通の忠誠の磁石 (magnet) と受納者 (recipient) である。
- 第二、連邦のメンバー國家すべての、その集合能力における (in its collective capacity) 自由な連合の象徴

英連邦の統一とその覚え書 (上)

という二重の機能の中、インド共和國においては、第一は否定され、第二としてのみ、國王は認められてゐるのである。インドは共和國であるから、インド内には分割されたクラウンが存在することはもとより不可能である。かくして連邦内部に一の獨立主權共和國 (a sovereign independent republic) を包含するようになつたこと——この點においてもインドの獨立は連邦關係において劃期的なことである。

インドが自由意志によつて連邦内に留まる決意をなしたことは、英國人によつて輝かしい記録とされており、このようなアジアの嘗ての植民地が獨立して尙、嘗ての植民本國との紐を断たなかつたといふことは、英國植民政策の善であることの證とされ、そしてまた、連邦の統一の可能性の證ともされてゐるところである。しかし英國とナショナルリテイの共通性のない、したがつてブリテンに對して同一の愛情 (same affection) のないインドが、連邦内に留まる決意をしたのはなぜか——連邦の統一において理念を強調するブロックさえも、それは、インドがそれによつて受けることを期待した實際上の利益の計算の上になつての決意である、としてゐる。シェニングスは明瞭に、インドは連邦内に留まることを決意したが、この決定にはいかなる感情的基礎 (sentimental background) もない、と指摘してゐる。インドにおいてはクラウンに對しては、忠誠どころか、むしろその反對の感情が強いのである。パキスタンはインドに比してクラウンに對する反感は少ないにしても、それ

に對する特別な感情も存在しない。したがつて、インド、パキスタン、それにセイロンを加えて、これら三つのアジアの新自治領が連邦内に留まる決意をしたのは、感情的理由からではなくて物質的利益に基づいてに他ならない。ジェニングスがこれら諸國にとつて、連邦加入の不利と考へてゐるものは、

第一、人種的偏見による條令の存在、例えば、オーストラリアの移民政策における有色人種の除外。
第二、英本國との連合は帝國主義との連合を意味する、といふこと。

第三、英本國との連合は世界の權力政治との連合を含む。アジアの第三勢力として立とうとしてゐるインドにとつては特に、連邦への加入は、多かれ少なかれ、權力、特權、利益に對する英本國の闘争に巻きこまれ、また、アングロ・アメリカ・プロックと、ソ連及びその衛星國との間の闘争の場に巻きこまれる。

次に利益となる點は、
第一、外交上の便宜、Commonwealth Relations Office 等による情報網の利用。
第二、軍事上の便宜、Royal Navy, Royal Air Force。
第三、經濟上の便宜、英本國は最上の顧客であり、更に特惠關稅制度、ポンド圏の加入による便宜が考えられる。
第四、文化上の便宜、學問、技術を英本國に依存することができる。

右の利益と不利益を比較した結果、利益の方が大きかつた故、連邦内に留まつたのであるとされている。かくして「白人自治領の多くの市民をクラウンに結びつけてゐるロマンチックな忠誠は殆んどない」のであるが、連邦内の財政的、商業的關係の價値は、政治的分離によつて分裂させるには、あまりにも親密である、といふわけである。

(1) Brock; Britain and the Dominions, p. 364.
(2) Hobson, J. A.; Imperialism, 1948, p. 228. ホブソン「帝國主義論」岩波文庫 下巻 二三四頁。
(3) Brock; op. cit. p. 367.
(4) Hodson, H. V.; The Crown in the Commonwealth. Parliamentary Government in the Commonwealth, p. 17.
(5) Ibid., p. 17.
(6) Barber, Sir Ernest; The Ideals of the Commonwealth. Parliamentary Government in the Commonwealth, p. 194.
(7) Brock; op. cit., p. 419.
(8) Jennings, Sir Ivor; The Commonwealth in Asia, 1949, p. 115.
(9) Ibid., pp. 117-8.
(10) Ibid., p. 121.

5 眞の統一の紐帶は何か

——ダットの見解——

「英連邦は帝國主義的超國家ではないし、超國家では決してない。それは基本的に相互に密接な同情の中にある國家の集合であり、その同情は政治家の形式的斷言 (protestation) の上にはなく、人民の間に擴つてゐる感情の上にある。」このよ
うな言葉の背後には、植民地の内部的發展、政治的成熟と世界の勢力關係の變化、即ち英本國の弱體化に應じて英本國の各種
民地に對する政治的、經濟的、軍事的緊縛力が弛緩したという
事實がある。そしてこの事態に即應して英帝國は英連邦に變化
した。しかし各構成要素間の問題解決は、協力と協議によるこ
とが説かれながらも、なお全體を統一させるべき何ものかが求
められなければならない。政治的規制力の喪失が、かえつて精
神的統一紐帶を強調させる所以となる。精神的統一は政治的弛
緩を償い得るものであろうか。二九四九年秋、カナダにおける
非公式の Commonwealth Relations Conference において
一オーストラリア人は、經濟的紐帶は連邦諸國を結集するにつ
いて、精神的紐帶と同様に強く、同様に効果的ではないと考へ
ており、一英本國のスピーカーは、連邦の本質 (essence) は
定義することの危険且つ困難な精神に存する、と述べた。また
會議の始まる際のカナダ防衛大臣の歡迎の演説にも、「連邦は
嚴密に實踐的且つ現實的局面を有するが、しかしそのユニーク

英連邦の統一についての覚え書 (上)

四七 (七四九)

な性格は、それがまた、情緒と感情に充たされた一連合である
という事實から由來してゐる」と述べられている。そして、相
互に協議し、理解することが肝要な義務 (vital duty) であ
ると英本國代表は強調するのであるが、パキスタン代表は、人
種の差別と植民地について緊張關係が現存するのに、連邦は、
危険に瀕した時に如何にしてその内部的凝集力を保持すること
ができるであらうか、という疑問を提出してゐるのである。ニ
ュージールランドの前首相は、連邦のメンバーたることは「何も
のかの附加された獨立 (independence with something
added)」であると云つた。アジアにとつて獨立は基本的問題
ではあるが、「附加される何ものか」に對しては如何なる反對
もないと云われているが果してそうであらうか。「何ものか」
は結局、完全な獨立にとつて何らかの制限とはならないであら
うか。精神的紐帶は白人自治領については云えるにしても、し
かもエールの例外がある。アジア諸國においては、勿論、英本
國並びに連邦に對しての特別の愛情は存在しないとみなければ
ならない。バーク (Birk) は一七七五年に、紐は空氣の様に
軽いが鐵環のように強い、と云つてゐるが、政治的規制力のな
いところに如何にして鐵環は形成されるのであらうか。經濟
的、政治的、軍事的に弱體化した英帝國の結合體として、精神的
紐帶が強調されてきたことを我々はみてきた。しかし更に、こ
の精神的紐帶の基盤自體が、連邦という構造においては、帝國
に比して稀薄になつてゐることを知つたのである。このように

してみると統一の紐帯について考えられることは次のことである。

第一、連邦というものには眞實の統一力は存在しない。英帝國は既に、實際に没落、解體しつつあり、この事實を隠蔽し、統一の實質的基盤がないにも拘らず統一を維持しようとして、基盤なき精神的紐帯が強調されているのであるか、それとも

第二、實質的な紐帯は存在し、しかもそれが隠蔽されているのであるか——ホブソンの云うように、「普通の『教育ある』英國人にとつて帝國主義の最大の且つ最も本質的な政治的、經濟的、道徳的事實は、通常知られていない」のは現在においても變りないのであるか。そしてここにおいても、やはり實質的基盤のない精神的紐帯が、眞の紐帯を隠蔽する手段として高唱されているのではないか。このような疑問に對して一の答がダット (Palme Dutt) によつて與えられている。直截に云へば、

第一、英本國の危機は即ち帝國の危機であり、しかもそれは第二次大戦後の一時的なものではなく、制度そのものの缺陷から来る恒久的なものである。これから免れるためには、制度そのものを廢棄しなければならぬ。帝國主義は過去のものである、ということは公衆にからみついてはいる考であるが、眞實は、英帝國から英連邦への變化というのは名稱の變化のみにすぎない。慈悲と搾取とは合はされることのない二重帳簿である。従つて帝國から連邦への轉回點の探究は無駄だということ

義の餘地はない。

第二、アメリカの金融資本への從屬化。

第三、植民地の反抗。民族獨立運動。

第四、英本國の社會主義化。

であり、その現象形態は、ドル不足、原料危機、交易條件の悪化である。ダットによれば、連邦の重要なポイントである、平等、共同參與 (co-partnership) は「薄いマンント (skinny mantle)」である。アメリカ帝國主義の壓迫、植民地人の反抗、英國内の經濟的解體と矛盾、この三つの要素が英帝國主義の危機を生みだし、それが餘儀なくした「虚構の法制上の讓歩 (Fictitious constitutional concession)」が、アジアの植民地に與えた政治的獨立である。かくして帝國主義は、新條件に適合するため新形態と新技術をとらなければならぬ。我々が先に考察してきた英連邦の統一の紐帯を批判してダットは云う。

第一、憲法上の象徴リクラウン

しかし統一の現實の基盤は象徴であることはできない。象徴を裏づけるに必要な經濟的、政治的現實性は何か。帝國は弛い同盟、連邦、或いは相互の義務と責任をもつ連合であるか。それにしても連合 (association) の基盤は何か、という疑問に再び戻る。

第二、具體的形態、或いは義務なき神秘的紐帯——精神的統一。しかしながらこれの基盤となるべき、ナショナルリテイ、種

英連邦の統一についての覚え書 (上)

になる。

第二、しかも紐帯は存在する。それは帝國における全く同じく金融資本である。この點において帝國と連邦に變化はない。

第一の點と第二の點とは勿論揃みあつてゐるものであるが、

第一の點を先ず考えてみよう。

帝國から連邦へという變化は、ダットによれば名稱の變化だけであると云う。では何故名稱の變化を必要としたか。一つには帝國及び帝國主義という言葉、嘗て誇りを以て唱えられた言葉が今や不人氣になつたからである。そして更には、英帝國の實質的衰退を英帝國の終熄とおきかえて、現在では新しい連邦として再生しているということを説得するためである。労働黨のアトリー前首相によれば、「他の諸國の政治的、經濟的支配による他の國民の從屬という意味での帝國主義が、今日の世界に存在するとすれば、英連邦の中には見出されないことは確實である」(ダットは階級對立の觀點から分析するのであるから、英國の政策という場合は、英國の支配階級の政策という意味である。そして労働黨政府の場合でも、労働黨は労働貴族であり、従つてその政策が大衆とは無縁のものであるという點では保守黨政府と同様である。アトリーに對しても、ダットの立場は當然否定的である。)ダットの擧げている英帝國の危機の基本的要因は、

第一、新世界(アラーグより北京迄)の登場——既に帝國主

族、宗教、或いは政治形態の共通的性格が、帝國を通じて存在しない。これが存在するのは、白人自治領、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドだけであり、これらの中には言語と傳統の親近性という共通の紐の存在も可能であろう。しかしカナダを除いては、白人自治領といつても少數支配階級が白人であるという意味であつて、白人自治領總人口三六、三七七、〇〇〇、〇〇〇を加えても、有色人口との比は約一對七・七にすぎない。帝國全體は少數白人の支配下にある。平等と共同參與は存在しないのである。

ダットの以上の二つの批判は、我々が既にみてきたことと略々一致する。ダットは更に進めて、もし「自由のための闘争」に帝國の全人民の利益の統一の純粹の基盤があるというなら、このような「自由のための闘争」は帝國主義に對する闘争であるべきである。帝國主義的支配と搾取の上におかれた共通なものは何も存在しない、と論じている。このようにしてダットによれば、精神的性質 (spiritual essence) は、眞の性格を隠すための支配階級の最後の據り所である。眞の唯一の共通要素は、イギリス金融資本であり、之をクラウンの下に隠蔽しているのである。そして法律的 (constitutional) ではなくて、實質的帝國は、即ちスターリング地域 (Sterling Area) と呼ばれるものであり、これが近代の國際關係における、イギリス帝國主義的影響の領域なのである。

それでは、英連邦の實質的構造と範圍を意味するといふ、スターリング地域とは如何なるものであろうか。之が次に考察されるべき主題である。

- (1) Jennings; The British Commonwealth of Nations, p. 167.
- (2) Soward, F. H.; The Changing Commonwealth, 1950, p. 10.
- (3) Ibid., p. 169.
- (4) Ibid., p. 207.
- (5) Ibid., p. 170.
- (6) Ibid., p. 87.
- (7) Jennings; The Commonwealth in Asia, p. 121.
- (8) Brock; Britain and the Dominions, p. 367.
- (9) Hobson; Imperialism, pp. 207-8. ホンソン「帝國主義論」岩波文庫 下巻 一一七頁。
- (10) Cf. Dutt, R. Palme; Britain's Crisis of Empire, 1949 & The Crisis of Britain and the British Empire, 1953.
- (11) Mr. Attlee's speech at the Lord Mayor's banquet in November, 1947. Ibid., p. 321.
- (12) Ibid., p. 32.

- (13) Ibid., p. 34.
- (14) Ibid., p. 49.
- (15) ダットは帝國と連邦に區別を認めず、すべて帝國と呼ぶ。S. 40.
- (16) Ibid., p. 40.

(未完)

次號 目次

- * * *
- 6 スターリング地域の概念
——連邦との關係——
- 7 スターリング地域の構造
- 8 國際收支の危機
——コナンとダットの見解——
- 9 スターリング地域制度の經濟的價值
- 10 スターリング地域内の重心の移動
——平價切下の問題——
- 11 英本國の社會主義化の影響
——労働黨の外交政策——

村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村

——志摩國英虞郡船越村——

速 水 融

徳川時代の漁村に關しては、羽原文吉博士の諸業績を初め、近時に至りかなり多くの研究が進められつつあるが、なお地域的には重要であるにも拘らず、殆んど研究において未開拓である眞空地帯を多く残し、複雑な性格を有する近世漁村及び漁業の全體的把握にとつて越え難い大きな障害となつてゐる。伊勢から志摩、紀伊にかけての沿岸はかなり古い時期から漁業の發達を見た地方の一つで、我が國の漁業史上に果たした役割も決して輕視し得ないものがある様に思われるが、管見の限り、若干の民俗學的研究を除外すれば、この地方の史的研究は殆んど皆無に等しい。本稿は先に發表した紀伊國牟婁郡尾鷲附近に於ける漁村史料の紹介二篇と共に、かかる間隙を埋めんとする一試論である。

村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村

(註) 拙稿「近世における漁村の移住と漁場の利用、支配の關係について」三田學會雜誌第四十六卷第七號、「近世における一漁村の人口動態——紀伊國牟婁郡須賀利浦——」同誌第四十六卷第十二號。

志摩國英虞郡船越村は徳川時代志摩島羽藩に屬し、江戸大坂間廻船の寄港地として名高い波切湊に隣接する村である。地圖に見る如く、現在海士潜水業の最も盛んな所謂先島半島の附根に位置し、村居の西側は英虞灣、東側は太平洋に面している兩濱の村で、村名の由來が窺われよう。

さて、本稿においては、量的には多くを殘している同村史料

